

## 財政援助団体等監査結果に関する報告

### 第1 監査の基準

この監査は、浜松市監査基準(令和2年浜松市監査委員告示第2号)に準拠して実施した。

### 第2 監査の対象

次のとおりである。

1	浜松市水防団(財政援助団体監査) ・ 監査対象交付金 浜松市水防団交付金(令和2年度分) ・ 交付金の所管課 土木部 河川課
2	浜松市中学校体育連盟(財政援助団体監査) ・ 監査対象交付金 浜松市文化・スポーツ大会等運営交付金(令和2年度分) ・ 交付金の所管課 学校教育部 指導課
3	公益財団法人浜松国際交流協会(出資団体監査) ・ 市の出資比率 42.4% ・ 団体の所管課 企画調整部 国際課
4	復興記念館管理運営グループ(公の施設の指定管理者監査) ・ 公の施設 浜松復興記念館 ・ 施設の所管課 中区役所 まちづくり推進課
5	東海ビル管理株式会社(公の施設の指定管理者監査) ・ 公の施設 浜松市渚園 ・ 施設の所管課 西区役所 まちづくり推進課
6	遠鉄アシスト株式会社(公の施設の指定管理者監査) ・ 公の施設 浜松市新橋体育センター、浜松市沖洗運動場、浜松市瓜内スポーツ広場、浜松市大塚グラウンド、可美公園施設及び江之島アーチェリー場 ・ 施設の所管課 南区役所 区民生活課
7	浜名梱包輸送株式会社(公の施設の指定管理者監査) ・ 公の施設 浜松市浜北温泉施設あらたまの湯 ・ 施設の所管課 浜北区役所 まちづくり推進課

### 第3 監査の範囲

1 財政援助団体については、令和2年度に執行された本市からの交付金の交付に係る出納その他の事務について監査を実施した。

また、併せて団体の当該事務に関する所管課の事務について監査を実施した。

2 出資団体については、主に令和2年度に執行された出納その他の事務について監査を実施した。

また、併せて団体の当該事務に関する所管課の事務について監査を実施した。

3 公の施設の指定管理者については、令和2年度及び令和3年度に執行された管理業務全般について監査を実施した。

また、併せて団体の当該事務に関する所管課の事務について監査を実施した。

### 第4 監査の期間

令和3年8月2日から同年11月24日まで

### 第5 監査の着眼点及び実施内容

監査の対象及び範囲に示した団体の事務並びにそれに関する所管課の事務について、本市の財政的援助等の目的に沿って適正かつ効率的に行われているかを着眼点とし、検証した。

監査手続については、監査対象部局及び団体から提出された資料及び諸帳簿等関係書類を抽出調査するとともに、関係者から説明を聴取し、関係法令等に基づき適正に執行されているかについて監査を行った。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から団体への訪問調査は実施しなかった。

### 第6 監査の結果

対象事務の執行について、本市の財政的援助等の目的に沿って適正かつ効率的に行われているかの観点から調査した結果、これらの事務はおおむね適正に処理されていると認められた。

なお、一部において次のとおり是正・改善を要する事項が見受けられたので、所管課は、適切な是正措置を講じるとともに、団体に対し、適切な是正措置を講じるよう指導・助言されたい。また、団体においては、所管課の指導・助言に応じた適切な措置を講じられたい。

#### 東海ビル管理株式会社(公の施設の指定管理者監査)

公の施設 浜松市渚園

所管課 西区役所 まちづくり推進課

##### 1 利用料金等について(団体及び所管課に対するもの)

(1) キャンプ場の利用料金(1人1日につき大人410円、小人200円)は、浜松市弁天島海浜公園・渚園条例(以下「渚園条例」という。)で午前10時から翌日の午前10時までの利用に係る金額として定めているが、指定管理者はフリーサイト(日帰り)で午前10時から午後8時までの料金とするなど、渚園条例より短い利用時間についての料金としている。

- (2) オートキャンプ場の利用料金(1 サイト 1 日につき 3,660 円)は、渚園条例で午前 10 時から翌日の午前 10 時までの利用に係る金額として定めているが、指定管理者は渚園条例より短い午前 11 時から翌日の午前 10 時までの料金としている。
- (3) オートキャンプ場の利用料金について、指定管理者は 1 泊+レイト(午前 11 時から翌日の午後 2 時まで)の利用料金として 5,490 円を徴収しているが、渚園条例第 23 条第 2 項による市長の承認を受けていない。
- (4) 備品等(Ⅲ種)であるキャンプレンタル用品の料金について、令和 2 年度～令和 6 年度浜松市渚園の管理に関する基本協定書(以下「基本協定書」という。)第 22 条第 4 項による市と指定管理者の協議がされていない。

## 2 自主事業について(所管課に対するもの)

令和 2 年度及び令和 3 年度浜松市渚園の自主事業(ドッグラン等)について、基本協定書第 55 条第 2 項による市の承諾が書面でされていない。

## 第 7 財政援助団体等監査の結果に基づく意見について

地方自治法第 199 条第 10 項の規定に基づき、監査の結果に関する報告に添えて、意見を次のとおり提出する。

### 東海ビル管理株式会社(公の施設の指定管理者監査)

公の施設 浜松市渚園

所管課 西区役所 まちづくり推進課

#### 1 団体に対するもの

令和 2 年度の事業報告書において、浜松市渚園に勤務していない指定管理者の他部署職員応援経費(植栽管理業務委託費 418 万円(年額分)及び特別清掃委託費 99 万円(2 回分))が令和 3 年 3 月に一括して計上されている。基本協定書第 25 条では、年次の事業報告とは別に、月次の業務実施状況等の報告を求めていることから、発生主義に基づいた適切な報告により施設の管理状況を明瞭にされたい。

また、応援経費等のうち人件費分については、勤務実態に照らし、委託費でなく人件費として実額を計上されたい。

#### 2 所管課に対するもの

指定管理者の提案により、常設バーベキュー場及びドッグラン施設の供用とキャンプレンタル用品の貸出が行われているが、これらに係る業務が指定管理業務における本来業務に当たるか自主事業に当たるかの位置付けが曖昧であったため、渚園条例及び基本協定書による市長の承認等の手続に漏れが生じたほか、常設バーベキュー場及びキャンプレンタル用品の利用料金等の徴収根拠が不明確となった。

西区まちづくり推進課は、当該業務の位置付けを整理したうえで、渚園条例及び基本協定書による承認等の手続を適正に行うとともに、当該利用料金等の徴収根拠を明確にされ

たい。

また、次期指定期間における指定管理料等の算定を的確に行うため、本来業務として市が必要とする業務の範囲を整理するとともに、指定管理者から提出される事業報告書における収支の計数を精査することで、本来業務に係る適正な管理経費を把握されたい。

更に、民間活力とノウハウを活用し、市民サービスの維持・向上を図るなかで事業の効率化を進めるため、指定管理者からの提案に柔軟な対応が可能となるよう、公の施設の適正な利用を確保しつつ、渚園条例の改正その他の必要な措置を検討されたい。

## 第8 監査対象の概要

監査対象の財政援助団体等の概要は次のとおりである。

### 1 浜松市水防団(財政援助団体監査)

(1) 交付金対象者

浜松市中区元城町 103 番地の 2

浜松市水防団

団長 渥美 啓一

(2) 交付金の概要

交 付 金 名	浜松市水防団交付金(令和2年度分)
交 付 金 の 目 的	浜松市水防団条例第1条の規定に基づき設置した浜松市水防団の円滑な運営を図り、もって不測の風水害に速やかに対処し、市民の生命と財産の保全に寄与する。
交 付 金 交 付 対 象	会議費、交際費、旅費、需用費、役務費等
交 付 金 額	3,580,000 円
所 管 課	土木部 河川課

### 2 浜松市中学校体育連盟(財政援助団体監査)

(1) 交付金対象者

浜松市西区佐浜町 4540 番地

浜松市中学校体育連盟

会長 鈴木 清吾

(2) 交付金の概要

交 付 金 名	浜松市文化・スポーツ大会等運営交付金(令和2年度分)
交 付 金 の 目 的	中学校体育連盟の実施する対象事業について、事業の円滑な運営を図り、生徒に大会や発表の場を提供することで、生徒が意欲と目標をもって部活動等に取り組む環境を整備する。
交 付 金 交 付 対 象	報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料
交 付 金 額	11,744,000 円
所 管 課	学校教育部 指導課

### 3 公益財団法人浜松国際交流協会(出資団体監査)

(1) 出資団体

浜松市中区早馬町2番地の1  
 公益財団法人浜松国際交流協会  
 代表理事 石川 晃三

(2) 団体の概要

設 立	平成3年10月1日
設 立 目 的	浜松市の特性を生かし、経済、学術、文化等の国際交流事業及び在住外国人の生活支援事業を幅広く行い、国際都市浜松の創造に寄与する。
組 織 〔令和3年3月31日現在〕	ア 役員等 16人 (常勤役員1人、非常勤役員6人、評議員9人) イ 職員 12人(正規10人、嘱託2人)
主 な 事 業	ア 多文化共生のまちづくり (ア) 相談事業 (イ) 日本語学習支援事業 (ウ) 外国につながる次世代支援事業 (エ) 多文化防災事業 イ グローバル感覚に優れた人づくり (ア) 地域共生事業 (イ) 多様性を生かしたまちづくり事業 (ウ) グローバル人材の育成と活用 (エ) 国際交流・国際理解事業 (オ) 地域創造の担い手の育成と支援 (カ) 情報収集・提供
市 と の 関 係	出えん金 150,000,000円(42.4%)
所 管 課	企画調整部 国際課

#### 4 復興記念館管理運営グループ(公の施設の指定管理者監査)

(1) 指定管理者

浜松市中区常盤町 141 番地の 14

復興記念館管理運営グループ

代表者 株式会社旭ビジョン

代表取締役 鈴木 義雄

(2) 指定管理業務の概要

施設名	浜松復興記念館
所在地	浜松市中区利町 304 番地の 2
施設の概要	鉄筋鉄骨コンクリート造 2 階建 敷地面積：1,203.45 m <sup>2</sup> 延床面積：685.40 m <sup>2</sup> 展示室、会議室、和室 等
指定期間	平成 30 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで
指定管理料	13,427,130 円(令和 2 年度分) 13,518,796 円(令和 3 年度分)
利用料金制	導入済
指定管理者の主な業務	ア 管理施設の利用許可に関する業務 イ 管理施設の利用に係る利用料金の徴収に関する業務 ウ 資料の企画・展示・紹介 エ 地域コミュニティの環境づくり
所管課	中区役所 まちづくり推進課

## 5 東海ビル管理株式会社(公の施設の指定管理者監査)

### (1) 指定管理者

浜松市東区和田町 708 番地の 1

東海ビル管理株式会社

代表取締役 高橋 一博

### (2) 指定管理業務の概要

施設名	浜松市渚園
所在地	浜松市西区舞阪町弁天島 5005 番地の 1
施設の概要	敷地面積：155,606 m <sup>2</sup> レストハウス・売店 鉄骨造平屋建て：276.49m <sup>2</sup> クラブハウス 鉄骨造平屋建て：93.915m <sup>2</sup> 芝生広場(フリーサイト・オートサイト・ペットサイト) BBQ施設、ドッグラン テニスコート(全天候型コート4面) 多目的運動場(夜間照明灯有、全天然芝生グラウンド) 野球場、ソフトボール場 中央トイレ：72.50m <sup>2</sup> 駐車場、駐輪場
指定期間	令和2年4月1日から令和7年3月31日まで
指定管理料	18,969,000 円(令和2年度分) 2,000,000 円(令和3年度分)
利用料金制	導入済
指定管理者の主な業務	ア 管理施設の利用許可に関する業務 イ 管理施設の利用に係る利用料金の徴収に関する業務 ウ 事業の実施に関する業務 エ 施設の維持管理、設備保守に関する業務
所管課	西区役所 まちづくり推進課

## 6 遠鉄アシスト株式会社(公の施設の指定管理者監査)

### (1) 指定管理者

浜松市中区鍛冶町 319 番地の 28

遠鉄アシスト株式会社

代表取締役 河野 延之

### (2) 指定管理業務の概要

施設名	浜松市新橋体育センター、浜松市沖洗運動場、浜松市瓜内スポーツ広場、浜松市大塚グラウンド、可美公園施設及び江之島アーチェリー場
所在地	浜松市新橋体育センター：浜松市南区新橋町 1 番地の 2 等
施設の概要	浜松市新橋体育センター：鉄骨鉄筋コンクリート造 2 階建 敷地面積：23,001 m <sup>2</sup> 延床面積：1,815.3 m <sup>2</sup> 体育館、野球場、庭球場、駐車場 等
指定期間	平成 31 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで
指定管理料	105,140,740 円(令和 2 年度分) 103,990,740 円(令和 3 年度分)
利用料金制	導入済
指定管理者の主な業務	ア 管理施設の利用許可等に関する業務 イ 管理施設(浜松市沖洗運動場、浜松市瓜内スポーツ広場及び浜松市大塚グラウンドを除く。)の利用に係る利用料金の徴収に関する業務 ウ 管理施設等の維持管理に関する業務 エ 上記のほか、市長が必要があると認める業務
所管課	南区役所 区民生活課

## 7 浜名梱包輸送株式会社(公の施設の指定管理者監査)

### (1) 指定管理者

浜松市浜北区新堀 70 番地の 6

浜名梱包輸送株式会社

代表取締役 鈴木 猛

### (2) 指定管理業務の概要

施設名	浜松市浜北温泉施設あらたまの湯
所在地	浜松市浜北区四大地 9 番地の 921
施設の概要	構造等 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造及び木造 平屋建 敷地面積：21,101.66 m <sup>2</sup> 延床面積：2,079.66 m <sup>2</sup> 事務室、浴室(内湯、水風呂、露天風呂、タワーサウナ、貸切風呂、 脱衣室)、休憩室、食堂(厨房)、売店、 救護室、外部トイレ、温泉スタンド、足湯、源泉施設、駐車場
指定期間	令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで
指定管理料	なし 利用料金収入及び自主事業収入の 7%を市に納付
利用料金制	導入済
指定管理者の 主な業務	ア 管理施設の利用に係る利用料金の徴収に関する業務 イ 管理施設及び設備の維持管理に関する業務 (施設の開館・閉館、来館者の案内、売店、食事処、自動販売機の 販売管理運営、入浴状況の把握及び入浴者数の調整、要望、苦情、 トラブル等の適切な対応等)
所管課	浜北区役所 まちづくり推進課